

文部科学大臣 盛山 正仁 様

全国薬害被害者団体連絡協議会
代表世話人 花井十伍

私たちは、1999年8月24日に厚生労働省敷地内に「薬害根絶誓いの碑」が建立されて以来、毎年この日を「薬害根絶デー」と定め、被害者が一堂に会し、多発している薬害の根絶を目指して、行政との話し合いをすすめています。今年も「子どもたちを将来、薬害の被害者にも加害者にもしない」ために、下記の通り要望しますので、真摯かつ前向きな回答と意見交換をよろしくお願い致します。

要望書

< I > 文部科学行政全般に関して

【1】繰り返されている薬害被害の根絶には、当事者の声に耳を傾けた上での適切かつ的確な文部科学行政が不可欠です。そのため、<別紙>の通り、文部科学大臣は、毎年、私たち薬害被害者の声を直接聞き、薬害被害防止に努める約束をされました。その約束の通り、今年も文部科学大臣の出席をお願い致します。

< II > 公教育（小・中・高の教育）に関して

【1】薬害防止教育教材「薬害を学ぼう」の配布等に関しては、毎年、全国の教育委員会に文部科学省と厚生労働省の連名で事務連絡を発出して頂くと共に、全国の社会科担当指導主事、人権教育担当指導主事や校長・副校長等を集めた会議等において、教材や、薬被連の講師派遣の問い合わせ窓口も紹介して頂いており、文部科学省のメールマガジンでも教材等を紹介して頂いているところです。しかし、まだまだ十分に周知されているとは言えず、今年度以降もこれらを続けていただくと共に、文部科学省は厚生労働省と連携しながらも、文部科学省として主体的に薬害防止教育の推進に関わっていく姿勢を見せてください。

【2】高等学校の公民科の「公共」及び「政治経済」の新学習指導要領解説に薬害について明記されましたにもかかわらず、いまだに「大学入学共通テスト等の大学入試に出題されることのない内容を、教科の授業の中で扱う余裕がない」と話す公民科の教員がいます。これまで通り、人権教育や道徳教育、総合的な探究の時間等でも薬害について学ぶことができるよう学校管理職や担当教員らに対して薬害防止教育について周知していただくと共に、公民科の教員に学習指導要領解説に明記されたことを周知して下さい。

【3】HPVワクチン接種後の副反応によって、就学が困難になった生徒の調査を文部科学省が実施した平成25年頃は、養護教諭らが、積極的にHPVワクチンの接種を勧めたり、HPVワクチン接種を推奨するパンフレットを配布したりしていました。それ以降、積極的な接種の勧奨がなくなり新たな被害事例もなくなってきましたが、2022年4月から積極的勧奨が再開されることになりました。これを機に、各地方自治体、製薬企業やその意向を受けた医学・医療関係者らによる学校へのプロモーション協力の要請がなされはじめました。そのことは、シルガード9が新たに定期接種の対象ワクチンに加えられた昨年4月からは、より頻繁になされており、HPVワクチン、とりわけシルガード9の接種によって重篤な副反応被害がすでに増加しています。文部科学省は、絶対に、学校現場において、HPVワクチンを推奨したり接種を勧めるパンフレット等を配布したりするなどの広報をしないでください。さらに、国は、積極勧奨を中止していた世代（平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性）の女性を対象に、あらためて無償での接種を提供するというキャッチアップ接種も推奨しています。しかし、21歳以上での初回接種群では、非接種群との間において、子宮頸部病変（CN1～3、AIS、ICC）についての有意差は認められませんでした。こうした情報をわかりやすく情報提供することなく、安易にキャッチアップ接種を推奨することは許されません。しかし長崎大学等では大学での集団接種を実施しようとしています。文科省におかれては、このような大学での集団接種に際して、直ちに適切な情報提供がなされることを指導してください。そして、こうした学校での集団接種がなされた場合には、接種による被害の実態調査を行い、その結果を必ず公表して下さい。

【4】HPVワクチン等のワクチンの副反応によって健康状態を害している生徒への学校側の理解不足が、教員の心なき言動となって第二の被害を生み出さないようにしてください。特に、大学や専門学校等も含め、HPVワクチンの副反応によって登校できない生徒の就学保障として、通学支援や教室間の移動支援等を適切に行うように通知するなどの対応を行って下さい。大学受験に関する「配慮案内」についても周知してください。さらに、厚生労働省と連携をとり、就職希望者への適切な就職支援を行って下さい。

【5】公教育においては学校薬剤師による「薬物乱用防止教育」が特別講義のような形で多くの学校で実施されています。同様に、学校薬剤師による「薬害防止教育」が「薬害を学ぼう」の教材等を活用して実施されるよう方策を講じ推進してください。これらは共に、保健体育や公民の授業でも取り扱われている内容ですが、高等教育において教育を受けた専門職による講義と合わせて学ぶことが重要であると考えます。そのためにもまず、学校薬剤師が集まる場などにおいて、「薬害を学ぼう」の冊子を配布するなどして、子供たちに配布されている状況など薬害防止教育を進めている現状を伝えてください。

<Ⅲ>大学などの高等（専門）教育に関して

【1】毎年度まとめて頂いている「薬害問題に対する各大学の取り組み状況」について今年度も最新の状況を明らかにして下さい。全大学において、薬害被害者の声を直接聞く授業を実施して、適切な倫理教育および人権教育等がなされるよう、毎年、要望していますが、実施率が低いままの、看護学部や看護学科に対しては、実施した大学から非常に高い学習効果があったことが学生の感想文等によって報告されていることを周知する等して、実施率が高まるように対処して下さい。さらに、複数の薬害被害者の声を聞く授業を実施している大学の実践例も全大学に周知し、他の大学にも広がるような方策を講じて下さい。

【2】全国の中学校および高等学校に「薬害を学ぼう」の学習教材が毎年配布されている中、公教育の教員を目指す学生が学ぶ教職課程において、薬害について学んでおくことが非常に重要です。そのため、文部科学省は7年前より「教職課程認定申請の手引き」の末尾に、薬害に関する教育についての情報を掲載し、一昨年度からは「薬害を学ぼう」の冊子の内容全てや文部科学省の通知を掲載されました。これらは今後も続けてください。特に公民、保健体育、養護教諭の免許を取得する教職課程において、「薬害を学ぼう」の教材を活用した教育が実践できるように、具体的なカリキュラムを組む等の方策を講じて下さい。

【3】インターネット上の医師専用や医療関係者専用の掲示板で、医学部等の教育に携わる教員や、医学部等の学生による、薬害被害者らへの偏見や誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害が発覚した場合、これまで通り、文部科学省にご報告させていただきますので、今後も、厳重な処分と再教育をお願いします。医療に携わる学生に対する、薬害等医療被害者の体験と思いを伝え、倫理・人権教育等の充実を進めてください。

【4】文部科学省は高等教育を受ける学生に対して、有効性や副作用が未知である新型コロナワクチンや個人防御のためのHPVワクチンの接種を推奨しないようにして下さい。特に、インターンシップや臨床実習を受ける医療系の学部等の学生に対して、接種の選択の自由を保障すると共に、接種しなかったことで学生に不利益が生じたり、教育を受ける権利が侵害されることのないよう十分な配慮策を講じて下さい。

<Ⅳ>生涯学習に関して

【1】以前より「全国生涯学習社会教育主幹部課長会議」や「消費者教育に関する全国協議会」、「社会教育指導主事養成講習」等において、「薬害を学ぼう」のパンフレットを配布していただく等を通じて薬害防止教育を人権教育や消費者教育として推進していただいておりますが、今年度以降も続けてください。

<Ⅴ>大学附属病院に関して

【1】毎年、国立大学法人の附属病院で、薬害被害者や医療被害者の声を直接聞く職員研修を積極的に実施するよう病院長会議等で周知していただいているところですが、その進捗状況等を教えてください。

【2】全国の医療機関の模範となるべき大学附属病院において、カルテ開示ができる旨をどのように知らせ、患者との情報共有に向けて努力しているかを調査すると共に、実際になされたカルテ開示請求件数とその経年推移も調べて下さい。また、患者が開示請求をしているのに非開示とされた事例があれば、当該病院にカルテを開示するよう指導して下さい。また、それぞれの大学附属病院のカルテ開示請求の手数料やコピー代の価格を調査し、他の病院よりも高額な価格を設定している病院があれば、カルテ等の医療情報ができる限り料金をとらずに患者と共有されていくよう、強く改善指導をして下さい。また、電子カルテへの患者本人や家族の閲覧や、遺族からのカルテ開示請求についてどのように対応しているか、開示件数と非開示件数も含めて教えてください。さらに、薬害ヤコブなどの被害を受け、厚生労働省は特定生物由来製品の記録の20年間以上の保存を2003年より義務付けているように、現行のカルテ等の5年間の保存義務では患者や国民の安全を守ることができません。日本医師会もカルテの永久保存を推奨している現在において、薬害防止のためにも、日本の医療の見本となるべき大学附属病院のカルテの保存期間を調査して下さい。また、国公立大学附属病院の電子カルテについては永久保存とするよう定め、通知して下さい。

文部科学大臣 盛山 正仁 様

全国薬害被害者団体連絡協議会
世話人代表 花井十伍

『薬害根絶デー』への文部科学大臣の出席のお願い（要請書）

大臣におかれましては、日々の文部科学行政へのご尽力に対し、敬意を表します。

私達は、厚生労働省の敷地に「薬害根絶誓いの碑」が建立された8月24日前後を、毎年「薬害根絶デー」と定め、多発している薬害の根絶を目指して、被害者が一堂に会して行政との話し合いをすすめています。

今年も下記の要項で第24回目の「薬害根絶デー」の取り組みを致します。ご多忙とは存じますが、ご出席いただければ幸いです。特に、午前中に予定されている「文部科学省交渉」は、全国薬害被害者団体連絡協議会が結成された日である1999年10月22日に第1回が行われ、翌年からは8月24日の薬害根絶デーの日に毎年実施され、今年で26回目となります。

その1回目では、担当官僚が「薬害」と「薬物乱用」を混同した回答に終始したことを受け、翌年の2回目の交渉では、薬害に対する理解と認識不足について官僚らが謝罪をするという状況でした。

3回目の交渉の後の2002年3月25日に、ヒト乾燥硬膜ライオデュラの移植によりクロイツフェルト・ヤコブ病に感染した患者本人・家族・遺族らと厚生労働大臣・被告企業らとの間で和解が成立し、その確認書の中で「我が国で医薬品等による悲惨な被害が多発していることを重視し、その発生を防止するため、医学、歯学、薬学、看護学部等の教育の中で過去の事件等を取り上げるなどして医薬品等の安全性に対する関心が高められるよう努めるものとする」と約束されました。しかし、同年8月の4回目の交渉で、その和解確認書の内容自体を文部科学省が把握していなかったことが明らかになり、翌年の5回目からようやくこの和解確認書に沿った取り組みが少しずつ進められてきた状況です。

そして、2006年8月24日の文部科学交渉では、当時の文部科学大臣にご出席いただき、私たち薬害被害者と直接の面談をしていただきました。またその場で大臣は、今後も大臣が誰に替わろうとも、毎年、大臣が参加し続けるよう申し送る旨の発言をされました。その翌年も文部科学大臣に直接ご出席いただき、「我々の立場としては薬害の恐ろしさ、薬害が出てくる背景を小さいときからしっかり子どもたちに身につけさせていくことが大切。」などの発言をいただくなどし、現在に至っています。

繰り返されている薬害被害の根絶には、適切かつ的確な文部科学行政が必要であることをご理解頂きたく、ぜひ、「薬害根絶デー」および「文部科学省交渉」の場にご参加頂きますようお願い申し上げます。

記

日 程	2024年8月23日（金）	
時 程	文部科学省交渉（文部科学省内）	10:00～11:30
	碑の前行動（厚生労働省前庭碑の前）	13:00～13:15
	厚生労働省交渉（厚生労働省内）	13:30～15:30

全国薬害被害者団体連絡協議会
イレッサ薬害被害者の会
HPVワクチン薬害訴訟全国原告団
MMR（新3種混合ワクチン）被害児を救援する会
大阪HIV薬害訴訟原告団
公益財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）
NPO法人京都スモンの会
陣痛促進剤による被害を考える会
スモンの会全国連絡協議会
東京HIV訴訟原告団
薬害肝炎全国原告団
薬害筋短縮症の会
薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議